

『吾妻鏡』建暦三年五月十七日条

(建暦三年五月)

(山内)

十七日丁巳、先次郎左衛門尉政宣(北条義時)所領武蔵国大河戸御厨
内八條郷、賜式部大夫重清、但地頭渋谷五郎光衡者、如
本所可安堵之由、所被仰下也、相州・前大膳大夫被加下
知云々(大江広元)

十七日 丁巳、先次郎左衛門尉政宣が所領武蔵国大河戸
御厨の内八條郷を式部大夫重清に賜う、ただし地頭渋谷
五郎光衡は、本所のごとく安堵すべきの由、仰せ下さる
るところなり、相州・前大膳大夫、下知を加えらると云
々